

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年12月17日

水曜日

号外(3)

目 次

選挙管理委員会告示

- | | |
|---|---|
| ○政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正 | 1 |
| ○政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正 | 2 |
| ○政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正 | 9 |

告 示**富山県選挙管理委員会告示第81号**

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正について

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内康男

第1条第1項中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改める。

第7条中「同令第12条第1号」の次に「から第3号まで」を加える。

様式第2号中

請求する収支報告 閲覧対象文書	年	政治団体の名称

を

請求する収支報告 閲覧対象文書	年	政治団体の名称
交付の実施方法	<input type="checkbox"/> 複写機により白黒で複写したもの <input type="checkbox"/> 電磁的記録をCD-Rに複写したもの <input type="checkbox"/> 電磁的記録をDVD-Rに複写したもの	

に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第82号

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正

について

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程（平成20年富山県選挙管理委員会告示第100号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内康男

題名を次のように改める。

政党助成法の規定による公表対象報告文書の閲覧及び写しの交付に関する規程

第1条第1項中「平成6年法律第5号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「支部報告書等」を「公表対象報告文書」に改め、同条第2項中「次条第2項において」を「以下」に改める。

第2条第1項中「支部報告書等」を「公表対象報告文書」に改める。

第3条第1項及び第2項中「支部報告書等」を「公表対象報告文書」に改める。

第3条の次に次の5条を加える。

(写しの交付の請求)

第4条 法第32条第5項の規定による公表対象報告文書の写しの交付の請求をしようとする者は、公表対象報告文書交付請求書（様式第2号）を執務時間中に委員会に提出しなければならない。

2 前項の請求は、県の休日にはすることができない。

3 委員会は、公表対象報告文書交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(写しの交付の期限)

第5条 委員会は、法第32条第5項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に係る公表対象報告文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を公表対象報告文書交付期間延長通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(写しの交付の期限の特例)

第6条 法第32条第5項の規定による請求に係る公表対象報告文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内（第4条第3項の規定による補正に要した期間を除く。）にそのすべてについて写しの交付をすることによ

り事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る公表対象報告文書のうちの相当の部分につき当該期間内に写しの交付をし、残りの公表対象報告文書については相当の期間内に写しの交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を公表対象報告文書交付期間特例延長通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公表対象報告文書について写しの交付をする期限
(写しの交付の方法)

第7条 公表対象報告文書の写しの交付の方法は、政党助成法施行令（平成6年政令第371号）第7条第1号から第3号までに掲げる方法とする。

（写しの交付に係る手数料）

第8条 委員会に対する公表対象報告文書の写しの交付に係る手数料は、富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）に定めるとおりとする。

様式第1号中「支部報告書等閲覧請求書」を「公表対象報告文書閲覧請求書」に、「支部報告書等の内容」を「公表対象報告文書の内容」に改める。

様式第1号の次に次の3様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

公表対象報告文書交付請求書

年 月 日

富山県選挙管理委員会委員長 殿

氏名 〔法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	
住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号) 電話番号 () -
連絡先 〔法人その他の団体にあっては、担当者の氏名及び連絡先〕	電話番号 () -

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり公表対象報告文書の写しの交付を請求します。

請求する公表対象報告文書	年	政治団体の名称
交付の実施方法	<input type="checkbox"/> 複写機により白黒で複写したもの <input type="checkbox"/> 電磁的記録をCD-Rに複写したもの <input type="checkbox"/> 電磁的記録をDVD-Rに複写したもの	
送付希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

備考

- 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 「連絡先」の欄は、請求者の「住所」の欄と一致する場合は、記入する必要はありません。
- 富山県手数料条例に定める手数料を負担していただきます。
- 写しの送付を希望する場合は、当該送付に要する費用を負担していただきます。

様式第3号（第5条関係）

公表対象報告文書交付期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

富山県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日 付けで請求のあった公表対象報告文書の写しの交付については、政党助成法の規定による公表対象報告文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第5条第2項の規定により、次のとおり写しの交付の期間を延長したので通知します。

請求のあった公表対象報告文書の内容	
当初の交付の期間の満了日	年 月 日
延長後の交付の期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
備考	

様式第4号（第6条関係）

公表対象報告文書交付期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

富山県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のあった公表対象報告文書の写しの交付については、政党助成法の規定による公表対象報告文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第6条の規定により、次のとおり写しの交付の期間を延長したので通知します。

請求のあった公表対象報告文書の内容	
当初の交付の期間の満了日	年 月 日
請求に係る公表対象報告文書のうち、相当の部分について交付する期間の満了日	年 月 日
残りの公表対象報告文書について交付する期限	年 月 日
延長の理由	
備考	

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程
の一部改正について

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成22年富山県選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内 康男

第5条中「令第12条第1号」の次に「から第3号まで」を加える。

様式第1号中

「開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無） <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
-----------	---

を

「開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（複写機により白黒で複写し交付） <input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録をCD-Rに複写し交付） <input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録をDVD-Rに複写し交付）
写しの交付に係る 送付希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

に改める。

様式第2号中

「 <input type="checkbox"/> 写しの交付 送付希望の有無 〔 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない〕」	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	を
--	---	---

「 <input type="checkbox"/> 写しの交付（複写 機により白黒で複写 し交付）」	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（	）
---	---	---

<input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録をCD-Rに複写し交付）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	に改
<input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録をDVD-Rに複写し交付）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	
写しの交付に係る 送付希望の有無	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	】

める。

別表第3中

様式第2号中

<input type="checkbox"/> 写しの交付 送付希望の有無 〔 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない〕	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	を
---	--	---

<input type="checkbox"/> 写しの交付（複写機により白黒で複写し交付）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	に改
<input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録をCD-Rに複写し交付）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	
<input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録をDVD-Rに複写し交付）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	
写しの交付に係る 送付希望の有無	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）	】

める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程は、この告示の施行の日以後に請求があったものから適用し、同日前に請求があったものについては、なお従前の例による。